

松本市都市計画証明 申請の手引き

1 松本市都市計画証明

申請土地の都市計画上の用途地域等について、証明書を発行しています。また、申請土地周辺の過去に測図された地図の写しを交付しています。

(※これらは、法令に定めのある証明・手続きではありません。)

(1) 【証明できる事項】

- ア 市街化区域及び市街化調整区域、用途地域
- イ その他松本市都市計画に関わる事項

(2) 【交付できる地図の写し】

- ア 昭和38年6月に測図された都市計画基本図
- イ 昭和45年8月の測図を基に作成された道路台帳図
- ウ 昭和46年5月17日の区域区分の決定図書に用いられた都市計画基本図

2 手数料

1 証明につき、300円

3 証明・交付申請に必要な書類等

	書類	数	注意事項
(1)	松本市都市計画証明	1	<input type="checkbox"/> 申請者欄・申請欄の必要事項を記入したものが「松本市都市計画証明」になります。 (用紙は、都市計画の窓口にあります。) <input type="checkbox"/> 申請者の押印は不要です。 <input type="checkbox"/> 申請土地は、住居表示ではなく、地番を記入してください。
(2)	位置図	1	<input type="checkbox"/> 都市計画課で販売しているA3版縮尺2500分の1の都市計画図を使用してください(1枚100円で販売しています)。 <input type="checkbox"/> 位置・形状が分かるように申請地を赤線で囲ってください。 <input type="checkbox"/> 申請地が上記都市計画図において、複数にまたがる場合は、全ての提出が必要です。
(3)	公図	1	<input type="checkbox"/> 公図は、法務局等で取得できます(取得に費用がかかります)。 <input type="checkbox"/> 資産税課で取得できる「地番図の写し」でも代用ができます(取得に費用がかかります)。 <input type="checkbox"/> 申請地を赤線で囲ってください(位置図との整合を確認してください)。

4 その他

即日交付に努めますが、内容により交付までの期間が、1週間程度かかる場合があります。

5 問合せ先

松本市 建設部 都市計画課 TEL(直通):0263-34-3251 Fax:0263-33-2939